

◇ 就労移行支援事業とは？

就労移行支援事業とは、障害者総合支援法に定められた就労に向けての訓練事業です。  
一般就労を希望する障害をお持ちの方に対し、事業所内や企業での必要な技能や知識の習得のための作業や実習、適正に合った職場探し、就労後の職場定着の為に支援を行います。

◇ 利用対象者

就労の希望があり、市町村の支給決定がある方。  
精神科病院等に通院されていて、安定状態を保っておられる方。

◇ 利用料

所得により、法律に定められた自己負担額が利用料となります。

◇ 利用期間

標準期間24カ月（2年）内での利用となります。実習などもこの期間内に含みます。